

うえむら 上村 和子 市議会レポート

一人一人の人權が大切にされる町に*誰もかのびのびと生活できる町に



城山南の農業用地

谷保の農業再生を目指して

生産緑地買取りを提案

緑を守れ……市民から2つの陳情

3月議会に、これからの国立の町づくりを考えるうえで大切と思われる2つの陳情が提出されました。

1つは「国立市城山南土地区画整理を見直し谷保の里山の原風景を守ることを求める陳情」です。あと1つは「くにたちの緑の維持・保全及び回復に関する陳情」です。前者は、城山の南(ヤクルト研究所の東一帯)で区画整理事業が行われようとしており、そのことにより谷保の原風景が失われようとしていることに危機を感じての陳情です。趣旨採択されました(私も趣旨採択)。

後者は、「国立市緑の基本計画」(03年策定)の見直しの年を迎えるのを契機に、計画の実現に向けた実行計画の策定等を求める陳情です。こちらは採択されませんでした(私も採択)。

南部計画と緑の計画、策定の時期

折りしも国立市では、「国立市南部地域整備基本計画」の策定に取り組もうとしています。84年策定の「国立市南部地域開発整備基本計画」から20年以上が経ったため、新たな計画を作ろうというものです。09年の計画決定を目指しています。また、陳情でも指摘のあった03年策定の「国立市緑の基本計画」(計画期間22年度までの20年間)という「概ね5年ごとの再検討」の時期を迎えています。国立市をいかに緑豊かな住みよい町にしていくか、とりわけ南部地域をどうしていくかが国立市政の大きな課題になっています。

市長も、自然環境を守りたい……と

3月議会では私は、農地と緑を守るための施策の重要性を訴え、個人では相続などで維持が困難になった生産緑地を市が買い取るよう提案し、市長から「私も谷保の自然環境をぜひ守りたいと思っています。……城山のところは、区画整理組合が設立に動いているけれども、何とかあの状態を残したいという思いは強くなる。……制度的に財政的にもどういった形がいいのか検討していきたい」との回答を得ました。市内の農地や緑を保存するうえで、農業



12月議会で採択された中国帰国者の会長鈴木則子さんからの「中国残留邦人新支援に関する陳情」に基づき、支援相談員に帰国二世の方を採用する予算が組まれました。

を行っている人や志している人、また、現在農地を保有している人々の悩みに行政が適切に対処していくことがきわめて重要だと私は考えます。

そのためには、まず、進行中の区画整理にとりあえずストップをかけること、そのうえで、市として何ができるか、制度や税制のあり方等について調査研究し、他市の事例にも学びながら知恵を絞って対策を講じ、関係者や市民の協力を求めていくことが必要でしょう。

厳しい状況にある国立の農業だが…

	1957年	→	2003年
農地面積	323 ha		79 ha
農家	442 戸		143 戸

- ※農家の抱える問題
- ・担い手の高齢化、後継者難
 - ・宅地化等による農作業環境の悪化
 - ・税負担の重さ
 - ・農業の収益性の低さ

- 【市のアンケート調査から】
一般市民の95%
- ・農地を残してほしい
 - ・生産緑地だけでも残してほしい
 - ・市内で生産された農作物を食べたい

上村和子と市政を語る会 ご案内

5月31日(土)午後1時半〜
くにたち福祉会館 講座室

みなさまの声を6月議会に活かします。



最高裁判決で 市が賠償金とその利息三千百万円を支払う

明和マンション裁判

大学通りに高層マンションを建てた明和地所が、その建設計画を変更させようとした国立市を営業妨害で訴えていた「明和マンション裁判」の最高裁判決が3月11日に発表されました。「国立市の補助参加人が申し立てていた上告を棄却する」というものです。

この結果、05年12月19日の東京高裁の判決が確定し、国立市は明和地所に対し、賠償金とその利息を支払うことになりました。

市はその支払いのための補正予算案を3月26日に市議会に提出、議会の可決（私も賛成）を受けて、3月27日に約3124万円の支払いを実施しました。

この裁判の経過は【資料1】、この裁判の關係で国立市が支払ったお金は【資料2】、東京高裁の判決のあらましは【資料3】の通りです。

上告を取り下げなかった責任…… 就任後の利息は市長、副市長が負担

なお、関口市長と長嶋副市長は、その就任時に上告を取り下げることができたにもかかわらず取り下げなかった、そのために利息を余分に支払う必要が生じたということで、就任時に降に発生した利息について個人で負担するとの意思を示しました。そして、そのため「市長等の給料の特例に関する条例案」（4、5月の市長の給料を40%、副市長の給料を25%減額するという内容）を3月議会に提出可決されました（私も賛成）。

また、上原前市長は、最高裁判決を受けて、「私は賠償金について0円にするよう努力してきましたが、結果において2500万円の支払いということになったことにつきましては、国立市並びに国立市民の皆様には深くお詫び申し上げます」という文書を、3月26日に市議会に提出しました。

問題はまだ終わらない…… 市議会が調査特別委員会を設置

本件については、05年12月19日の東京高裁判決を受けて、市議会が「国立市は上告しない」ことを議決（12月27日の臨時議会）、その議決により国立市も上告を断念、賠償金を支払う用意をしていた経緯があります。

ところが、第一審判決で参加が認められていた補助参加人が第二審判決を受けて上告、国立市もそのままにしてみました（上告を取り下げ賠償金を支払うことができたのですがそれをせずに）。

結果として、支払い賠償金の額は同じですが、利息の支払いがおよそ278万円増加



谷保を流れる府中用水。城山南土地区画整理の中では、暗渠にされる予定となっている。

することになりました【資料4】。こうしたこともあり、市議会では調査特別委員会を設置し、①補助参加人が参加した経過、②上告した経過、③損害賠償金を公費で支払う根拠、④利息を公金で支払える根拠等について調査検討していくことになりました。

【資料2】 明和マンション裁判に 国立市が払ったお金

損害賠償金	2,500万円
利息	624万円*
(小計)	(3,124万円)
弁護士費用(一審)	311万円
(二審)	3,608万円
(小計)	(3,919万円)
合計	7,042万円**

* 利息のうち、76万円を関口市長が、41万円を長嶋副市長が負担。
** 数字は端数を四捨五入した概数。他に印紙税等の負担がある。

【資料3】 東京高裁判決(2005.12.19)の要旨

判決主文 1 明和地所の「地区計画及び条例(建物の高さを20m以下に規制する計画及び条例)は無効」とする訴えを棄却する。
2 国立市は、明和地所に対し、2,500万円と、2003年4月1日から支払い日までの利息(年利5%)を支払え。

判決理由(主文2に関して)

国立市の以下①～④の行為は、全体としてみれば、明和マンションの建築・販売などの営業を妨害する行為で、地方公共団体およびその首長に要請される中立性・公平性を逸脱している → 損害額1,500万円

- また、③、④の行為により、明和地所の信用を毀損した → 損害額1,000万円
- ①市長がマンション反対集会出席者に対し、マンションの建築計画があることを話し、マンション反対運動が発生したこと。
 - ②市が、当初明和マンションに関する具体的指導を行わなかったが、市長の強い意向もあって、地区計画決定及び条例制定に方策変更したこと。
 - ③市長が、市議会において、明和マンションが違法建築である旨、答弁したこと。
 - ④市長が、明和マンションの検査済証を交付したことについて東京都建築主事に抗議し、東京都知事に電気・ガス及び水道の供給承諾を留保するよう働きかけたこと、これが広く報道されたこと。

【資料1】 明和マンション裁判の経緯

2000. 2.24	明和地所、東京地裁に、「地区計画法無効確認請求」を行う。
3. 9	明和地所、相手方に国立市長を追加。
2001. 4.25	明和地所、国立市及び国立市長に対し、損害賠償請求(営業妨害等)を行う。 ↓ 口頭弁論の過程で、上記3つの訴えはまとめて審議されることになる。
8. 2	国立市、裁判所に補助参加人を加える申請を提出。
2002. 2.14	第一審(東京地裁)判決 ①国立市は3億5,000万円支払え(条例制定による業務妨害等)。 ②国立市は5,000万円支払え(市長の違反建築物発言等)。 ③補助参加人を認める。
2.27	国立市控訴。
2.28	明和地所も控訴。
2005.12.19	第二審(東京高裁)判決 国立市は2,500万円支払え。
12.27	国立市議会、市の上告案を否決。
2006. 1. 4	補助参加人5名が上告。
1. 5	国立市、市議会での上告案否決を受け、損害賠償金を支払う用意をしていたが、補助参加人の上告を知り、支払わず。
2008. 3.11	最高裁、上告棄却の決定。
3.26	国立市、市議会に補正予算案を提出。賠償金とその利息31,254,000円を計上。議会が可決。

【資料4】

第二審判決後、2006年1月5日に支払っていた場合の利息	約346万円
最終(2008年3月27日)的に支払った利息	約624万円
差額	約278万円

上村和子の3月議会賛否一覧

番号	件名	議決結果	上村賛否	番号	件名	議決結果	上村賛否
第1号議案	専決処分事項の報告及び承認について	承認	○	第29号議案	平成19年度国立市一般会計補正予算(第6号)案	可決	○
第2号議案	国立市学校教育構想審議委員会条例案	否決	×1	第30号議案	市長等の給料の特例に関する条例案	可決	○
第3号議案	国立市後期高齢者医療に関する条例案	可決	×2	議員提出第1号議案	多摩地域の「裁判所支部の本庁化」及び「裁判所八王子支部の存置」を求める意見書案	可決	○
第4号～第12号議案	各種市条例の一部改正案(国立市組織条例その他)	可決	○	議員提出第2号議案	「少人数学級」の実施を求める意見書案	否決	○
第13号議案	国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	修正可決	退席×3	議員提出第3号議案	米兵による暴行事件に対する意見書案	可決	○
第14号議案	国立市自転車安全利用促進条例の一部を改正する条例案	可決	○	議員提出第4号議案	米兵による暴行事件に対する抗議決議案	可決	○
第15号議案	東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について	可決	○	議員提出第5号議案	環境への放射能放出規制と食品の放射能分析を求める意見書案	可決	○
第16号議案	平成19年度国立市一般会計補正予算(第5号)案	可決	○	議員提出第8号議案	公共工事における公契約法の制定を求める意見書案	可決	○
第17号～第20号議案	平成19年度健保・下水道・水道・介護保険特別会計補正予算案	可決	○	議員提出第9号議案	離婚後の親子の面接交渉の法制化と支援を求める意見書案	可決	○
第21号議案	平成20年度国立市一般会計予算案	可決	×4	陳情第1号	国立市城山南土地区画整理を見直し谷保の里山の原風景を守ることを求める陳情	趣旨採択	○
第22号議案	平成20年度国立市国民健康保険特別会計予算案	可決	×3	陳情第2号	公共工事における公契約法制定につながる施策を求める陳情	採択	○
第23号議案	平成20年度国立市下水道事業特別会計予算案	可決	×	陳情第3号	離婚後の親子の面接交渉の法制化を求める陳情	採択	○
第24号議案	平成20年度国立市受託水道事業特別会計予算案	可決	○	陳情第4号	富士見台二丁目に出店予定のドラッグストアの営業に関する陳情	採択	○
第25号議案	平成20年度国立市老人保健医療特別会計予算案	可決	○	陳情第5号	くにたちの緑の維持・保全及び回復に関する陳情	採択	○
第26号議案	平成20年度国立市介護保険特別会計予算案	可決	×	陳情第6号	環境への放射能放出規制と食品の放射能分析を求める意見書提出に関する陳情	採択	○
第27号議案	平成20年度国立市後期高齢者医療特別会計予算案	可決	×2	陳情第7号	後期高齢者医療制度を中止・撤回するよう政府に意見書の提出を求める陳情	不採択	○
第28号議案	国立市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について	同意	白紙				

P2参照

P2参照

P1参照

P1参照

※1 当事者枠が不足、教委の責任で教育構想を作るべき↓条例案×

保護者枠が3名以内は、市内小学校8校、中学校3校の地域性・年齢の違いを考慮すると少なく、教員枠もない。地域教育関係者は民生児童委員育成会など3名以内だが、私立学校、自主学校(フリースクール)など柔軟に考えるべき。まずは教育委員5名でしっかり議論し、各関係者(こども・保護者・地域・校長・教員等)の声を聞き、教育委員会の責任で教育構想を作りあげることが必要と発言し反対した。

※2 相談・救済・審議の仕組みなく不十分↓条例案×

後期高齢者医療制度に関する国立市の条例はこれ1本しかなく、相談・救済・審議の仕組みを盛り込まなくてはならない。ところが、市独自で出来る納期・延滞金・減免・罰則について、当事者の声を反映できる仕組みがない。払えない人に対する相談体制が必要。当事者だけでなく、医療関係者、広域連合組合からも来てもらうことが必要。この条例は不十分と反対。

※3 公聴会を開いて決めるべきとの修正案は妥当↓退席

後期高齢者医療制度への拠出金の必要が生じたことに伴い国保税の基準を改正したいという提案。税率等は変わらないが、課税限度額(上限年税額)を59万円から68万円に引き上げる。これに対し議会は値上げであり公聴会を開いて決めるべきとの立場から、従来限度のままとする修正案を提出し可決。私は1月22日開催の国民健康保険運営協議会の席では市案に賛成。しかし議会の修正案が妥当と思ひ退席。

※4 評価できる点もあるが、問題点多い↓一般会計予算案×

【評価できる点】●小・中学校の耐震工

事、保育園の耐震診断を前倒し実施。
 ② 陳情に基づき、在日外国人の無年金の方たちへの月1万5千円の助成制度を市単独で新設。
 ③ 陳情に基づき、中国残留邦人新支援法に基づく支援相談員に二世の方を採用。

【問題点】

① 介助者がいないという緊急要望書が出されたにもかかわらず、唯一あった2級ヘルパー研修受講助成事業を打ち切ったことは重大。早急に復活を(福祉部長は検討すると返答)。

② 国立駅周辺町づくり協議資料作成委託料370万円は、JRとの協議において有効な資料作成のためというが、00年から約2千万円以上かけて外部委託してもいまだに確固たる事業・資金計画を示さないまま基本計画を策定することは問題。新国立駅南口駅前広場は、歩行空間の確保が優先としながら、旧駅舎がある場合とない場合との歩行者動線への影響の検討もせず、また、議会の確認を一度もとらずに、旧駅舎活用前提で基本計画案を作ったことは問題。駅前広場をオープンスペースに」との市民の声を無視したことも問題。

③ 07年4月1日現在、市の正職員455名、非正規嘱託員は381名。嘱託員の約80%は女性で、保育園・学童・学校事務・学校司書など、子どもにかかわる大切な職場で働く。私の提案で実施された嘱託員に対するアンケートでも、回答者の35%超が仕事内容や職場環境に問題ありとしている。単価が最も安い学校用務員さんに代表される職種では80%の方が賃金額は妥当でない」と回答。市役所の仕事は住民の命と暮らしに直接かかわる。定員管理計画を根本的に見直し、本当のワークシェアリングとは何かを考えるべき。

上村和子活動日誌から 2008.1~3月

1月	
10	国立駅前をオープンスペースにしたい市民の会による市長への申し入れに同席
11	中国帰国者の会と福祉部等との話し合いに同席
17	国立市主催「新たな高齢者医療制度について新田医師の講演会」参加
22	国保運協(諮問)／格差問題についてのミニ懇談会主催／はじめの一步ハウス泊まりサポート
25	国立駅周辺まちづくり基本計画市民説明会(市役所)に出席
26	国立駅周辺まちづくり基本計画市民説明会(北市民プラザ／南市民プラザ)に出席
30	国立駅周辺まちづくり基本計画市民説明会(公民館)に出席
31	08年度予算復活分報告説明を受ける／国立駅周辺まちづくり基本計画市民説明会(下谷保地域防災センター)に出席
2月	
1	公民館での社会教育法改正についての学習会に参加
2	P連、学校給食を考える会主催の学習会「学校給食の民間委託化について」に参加
3	国立駅周辺まちづくり基本計画市民説明会(東福祉会館)に出席
6	城山南土地区画整理事業についての説明を受ける／国しよう協と医師会との懇談会を傍聴
9	朝鮮学校への教育保障を求めるオクトンムの会主催『オレの心は負けてない』の上映会に出席
14	保存樹木の件での市民の市長への要請に同席
16	社会福祉協議会主催学習会「成年後見人制度の説明会」に参加
19	国保運営協議会に出席／国立駅前での「沖縄少女暴行事件を許さない国立市民の会」アピール行動に参加／六ヶ所村核燃料再処理工場稼働の見直しを求める陳情を三月議会に提出する市民の説明を受ける
20	職員研修「窓口対応のあり方について、精神しょうがい当事者の方から話しを聞く」を傍聴
21	2小校長報告書の中の個人情報削除申し立てに補佐人として参加
24	上村和子と市政を語る会開催
25	国保運営協議会に参加
26	こぶしの木事務所にて「アメリカのサブプライム問題等よくわからない経済問題をエコノミストの山家悠紀夫さんに教えてもらおう」勉強会に参加／はじめの一步泊まりサポート
27	3月議会初日
29	本会議、市長の施政方針に対する代表質問
3月	
1	ひとり親基金懇談会主催学習会を傍聴(講師：森田明美さん)
3~6	一般質問(私の一般質問は6日)
7	国保運営協議会に出席
8	くじら雲主催「夢コンサート」に参加
9	国立の教育を考える学習会に参加
10~13	予算委員会
11	2小不当処分判決の集会に参加(写真)
14	国立の有機農家の方にお話を伺う
16	日野の倉沢緑地、八王子の堀の内里山公園を見て回る
17	総務文教委員会
18	建設環境委員会／こぶしの木倶楽部、テーマ「格差社会を考える」
19	福祉保健委員会
20	府中の国立衛生研究所建設反対の住民の方に案内していただく
21	城山公園周辺を子どもたちの案内で探索
23	アンティ多摩主催シンポジウム『地域をつなぐ市民活動の未来』に参加
25	保存樹木及び緑の保存についての話し合いに同席
26	最終本会議、翌朝6時半まで
29	介助者不足の緊急問題での話し合いに参加
30	「やほでゆらゆらフィールドワーク」企画に参加
31	生活保護の相談に同席

これじゃ末期高齢者医療制度だよ！の声が！
 この4月から始まった75歳以上の全てを対象とする後期高齢者医療保険制度は、年金から天引きされるのと、保険料の確定通知が届くのがほぼ同時期という極めてひどいものです。私の周りでも、「予想していたよりもモノスゴク多くてショックを受けた」、「保険料算出の根拠が判らない」等の怒りの声が届いています。
 茨城県医師会は、撤回運動の展開と、当制度の診療手続きに非協力との声明を出しました。国立医師会にも、患者の声を聞き、制度撤回を求める行動を起こしてもらいたいと考えます。

都にも市にもあきれはてました！悪質な違法建築に2年間の猶予とは！

一般質問で、昨年からの問題となっている中1丁目の違法建築に關し、絶対高さ10mを完全に超えるような違法建築は、国立市内には他にはないことを確認しました。それほど悪質ということでした。

昨年6月議会で近隣住民から請願が出され(趣旨採択)、9月議会では多数の賛成により、国立市議会として都に對し、厳正なる対応を求める意見書を提出しました。

その時点では、3月末までに除去するという是正計画を11月中に建主から出させるとのことでしたが、今年2月、是正計画書の提出を2年間待つてほしいとの嘆願書が出され、都も市も受理する姿勢を示しました。これでは、第一種住居専用地域として、

「絶対高さ10m」を守って、良好な住環境を維持してきた近隣住民の努力と思いを踏みにじり、建築行政に対する信頼を完全に失墜させるものです。議会のチェック機能にも不信を抱かれます。調査を続けていきます。

**「住基ネットの切断は続ける」
 関口市長の明言を引き出す**

市長施政方針表明に対する会派代表質問で、住基ネットの切断継続の意思を市長に確認しました。

市長は、「国立市が住基ネットを切断している理由は、住基法36条の2によるものです。これは、市民の個人情報漏えいする、棄損するというおそれがあるときには、区市町村の長はその責任を果たす、必要な措置を講じなければならない、という文言で

す。(中略)このまま住基ネットを切断していきまます」と回答しました。
 昨年の市長選では、住基ネット切断継続を支持して一票を投じた市民も多いと考えます。元システムエンジニアである市長には、杉並での裁判結果を受けての国や都の指導強化に對して、毅然と対応するよう求めます。

上村提案「庁議を公開せよ」に對し「検討せず」の答弁

毎週火曜日10時から開かれる市長・副市長・部長による庁議の公開を求めましたが、市は「検討しない」と答弁しました。
 市政の重要施策の方針を検討・決定する庁議の公開は、市政の情報公開と説明責任を果たすうえで極めて重要です。国分寺市・新座市などは既に実施しています。